別表１（第１条関係）

NO	離島患者等	定義
1	がん患者	がん（悪性腫瘍、悪性新生物）と診断された者。
2	子宮頸がん予防ワクチン接種後に多様な症状をていしている患者	病院若しくは診療所の開設者又は医師から独立行政法人医薬品医療機器総合機構に、子宮頸がん予防ワクチンによる予防接種後副反応疑い報告が行われた者。 ただし、予防接種法等の救済制度申請で因果関係を否定された者を除く。
3	小児慢性特定疾病児童等	児童福祉法に基づき沖縄県が交付する小児慢性特定疾病医療受給者証を有する者。
4	指定難病患者	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき沖縄県が交付する特定医療費（指定難病）受給者証を有する者。
5	特定疾患患者	平成13年３月29日付け健疾第22号「特定疾患治療研究事業の実務上の取扱い」に基づき沖縄県が交付する特定疾患医療受給者証を有する者。
6	重度障害者（児）	身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者で、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則に定める身体障害者障害程度等級表の１級又は２級に該当する者。 沖縄県療育手帳制度規程により療育手帳の交付を受けている者で、その知的障害の程度が最重度（Ａ１）又は重度（Ａ２）に該当する者。 精神保健福祉法の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、その障害の程度が１級に該当する者。
7	妊産婦	母子保健法における妊産婦であって、同法に基づき村に妊娠の届出を行い、村から母子健康手帳の交付を受けた者
8	一般不妊治療、不育治療及び生殖補助医療を受ける夫婦	一般不妊治療（タイミング療法及び人工授精）や不育治療・検査（流産や死産を２回以上繰り返し、赤ちゃんを得られない不育治療・検査）及び生殖補助医療（体外受精及び顕微授精）を実施した夫婦。 なお、生殖補助医療は、主治医の判断により採卵前に精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術を行った場合も含む。
9	未熟児及びその親権を行う者	母子保健法における未熟児であって同法に基づき養育医療を受ける者
10	上記の患者の付添人	上記１から７までの離島患者等の親権を行う者、配偶者、扶養義務者、後見人、保佐人、補助人その他離島患者等を現に観護する者であって、島外医療施設への通院に同行し、支援する者。 なお、付添人は、離島患者等が未成年者、介護保険法における要介護者若しくは要支援者又は医師が通院のために必要であると認める者であって、村が付き添いを要すると認める者に限り、原則１名を対象とする。 ただし、村長が特にやむを得ない事由があると認めるときは２名までを対象とする。

別表２（第２条関係）

NO	離島患者等	補助対象となる通院
1	がん患者	島外医療施設へのがん治療を受けるための通院とする。
2	子宮頸がん予防ワクチン接種後に多様な症状をていしている患者	島外医療施設への子宮頸がん予防接種後の副反応疑いに係る治療を受けるための通院とする。
3	小児慢性特定疾病児童等	児童福祉法に基づく指定医療機関である島外医療施設への小児慢性特定疾病に係る治療を受けるための通院とする。 なお、指定養育医療機関のある離島から島外医療施設への通院については、当該通院を要するとの医師の意見書を添付すること。
4	指定難病患者	難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく指定医療機関である島外医療施設への指定難病に係る治療を受けるための通院とする。 なお、指定養育医療機関のある離島から島外医療施設への通院については、当該通院を要するとの医師の意見書を添付すること。
5	特定疾患患者	沖縄県特定疾病治療研究事業実施要綱に基づく委託医療機関である当該医療施設への特定疾患に係る治療を受けるための通院とする。なお、指定養育医療機関のある離島から島外医療施設への通院については、当該通院を要するとの医師の意見書を添付すること。
6	重度障害者（児）	医師が島外医療機関での治療が必要と求める通院。 なお、当該通院を要するとの医師の意見書を添付すること。
7	妊産婦	島外医療施設への母子保健法に基づき実施される妊婦健康診査及び産後１ヶ月目までの産婦健康診査を受けるため並びに出産するための通院とする。
8	一般不妊治療、不育治療及び生殖補助医療を受けている者	島外医療施設への一般不妊治療、不育治療及び生殖補助医療を受けるための通院とする。 なお、一般不妊治療、不育治療及び生殖補助医療を受けるための渡航費であるかの確認のため医師の意見書を添付すること。
9	未熟児養育医療の受領児とその保護者	未熟児養育医療受療児が母子保健法に基づく指定養育医療機関である島外医療施設への養育医療の給付を受ける際の通院及びその母親の授乳や保護者の養育に必要な面会とする。 なお、指定養育医療機関のある離島から島外医療施設への通院については、当該通院を要するとの医師の意見書を添付すること。

別表３（第４条関係）

助成対象経費	基準額等
船舶運賃	「沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業に関する協定書」等に基づき事業者が定める離島住民向け運賃の全額を助成する。
宿泊費	宿泊費の対象基準は、受診等において当日の村営船舶では間に合わない場合の前日の宿泊と受診等でその日の村営船舶に乗船できない場合の当日の宿泊が該当となる。 基準の確認は、本人の申し出及び病院予約又は領収証等により確認を行う。 出産待機のため出産予定日前に事前に宿泊する日数は、妊婦本人は14日間、付添人は５日間を上限とする。
車両航送料	通院に際して村営船舶に車両を航送する場合の基準は、患者の身体的事情や体調等を鑑みて車両航送の必要性及び妥当性を判断する。 通院以外を目的とした車両航送は、対象外とする。